

芽室町産業振興活動助成事業

1. 主 旨

本事業は、芽室町産業振興活動助成金交付要綱に基づき、芽室町の地域資源を活用した、地域経済の発展に寄与する産業振興活動に要する経費の一部を助成し、芽室町の産業振興を図ることを目的としています。

2. 助成対象活動

芽室町の地域資源を活用した、産地イメージの向上や産地ブランドの形成等を図る観光及び産業振興活動など、芽室町における長期の地域経済効果が見込める活動を募集対象とします。

3. 助成対象者

芽室町民及び町内で事業を営む中小企業者・農林漁業者、町内で勤労する者で構成された団体またはグループを対象として募集します。

4. 助成額

助成額は、同一団体に対し年1回限りとし、助成対象経費（別表）の1/2以内で30万円を限度として助成を行います。ただし、助成対象活動に係る経費から、国や道及び団体等の補助金並びに収益金等を控除して助成金額を算定します。

5. 申請手続き

1) 芽室町広報誌「すまいる」及びホームページを通じて公募します。助成を希望する団体は提出書類に必要事項を記入の上、公募開始日から随時受付及び審査を行います。ただし、予算の範囲内での助成となりますので、予算に達した時点で受付を終了することがあります。

2) 提出書類

(1) 申請団体概要書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 収支予算書（第3号様式）

(4) 経費算出内訳書（第4号様式）

(5) その他、団体またはグループの活動状況を示す資料（新聞等で報道された場合は、

その記事や記録の写し) 及び定款等

6. 選考基準

- (1) 事業主体が目的を持ち、長期展望にたつて活動及び事業が継続され、自主的に企画・実施し、かつ拡大が期待できるものであること。
- (2) 事業主体の活動が本町の地域経済の発展に資すると期待できるものであること。
- (3) 地域の特性及び地域資源を有効に活用するものであること。
- (4) 補助による十分な事業効果が見込まれるものであること。

選考基準により審査を行い、決裁をもって交付決定し、申請者へ交付決定の通知を行います。

7. 活動実績報告

- 1) 申請者は、助成対象活動を完了したときは、提出書類に必要事項を記入の上、活動事業完了から1ヵ月以内に報告するものとします。
- 2) 提出書類
 - (1) 事業報告書(第5号様式)
 - (2) 収支決算書(第6号様式)
 - (3) 経費算出内訳書(第7号様式)
 - (4) 領収書の写し
 - (5) その他、助成対象活動の実施状況を示す写真、疎明資料(新聞等で報道された場合は、その記事や記録の写し)

8. 問い合わせ・申請先

芽室町役場産業振興課商工観光係

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地

TEL: 62-9725 FAX: 62-4138